

令和2年8月4日

蔵王町職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定による職員の懲戒処分を行いましたので、蔵王町職員の懲戒処分の基準に関する規程第7条の規定により、下記のとおり公表します。

記

1 被処分職員の所属名	上下水道課
2 被処分職員の職名	課長
3 被処分職員の年齢	58歳
4 被処分職員の性別	男性
5 処分内容	減給100分の10（2か月）
6 処分年月日	令和2年7月31日
7 処分に至った事実の概要	部下職員の言動に立腹し、その職員に対して、胸ぐらをつかんで壁際に押し付ける暴行を加えた。
8 その他（監督責任者の処分等）	町長（上下水道事業管理者）の給料について、100分の10（2か月）の減給を行う。

担当：総務課
電話：0224-33-2211